・認定規模のご案内（変更）

山梨県においては原則、四半期ごとに求職者支援訓練を認定することとしています。
令和7年度第2四半期開講分における定員は以下のとおりとなります。
なお、山梨県における求職者支援訓練の認定は、「山梨県地域職業能力開発促進協議会」での協議・承認により制定される「令和7年度山梨県地域職業訓練実施計画」に基づき実施していることを申し添えます。

◎基礎コース（定員）　30人

基礎	30人

◎実践コース（定員）　102人

介護福祉	20人
デジタル	15人
その他	67人

※1　募集定員を上回る申請があった場合には、選定または定員調整を行う場合があります。
※2　同一期間内で余剰定員が発生した場合は、定員の振替を行うことがあります。
※3　新規参入枠の上限値は、基礎コースは上限の30%、実践コースは上限の10%です。
※4　応募状況により認定時の定員を変更（増員）することが可能です。希望する場合は手順があるため、申請時にお問い合わせください。なお、定員を増やす場合にはコース案内にあらかじめ「応募状況によっては、定員を増やす場合があります」との記載が必要となり、記載が ない場合は、定員を増やすことができません。
注）増員は余剰定員の状況により、認められない場合がありますので、あらかじめ御了知願います。
※5　申請単位期間における1申請機関が行える申請件数については、「基礎コース」は1コースまでとし、「実践コース」は2コースまでとします。「基礎コース」と「実践コース」を申請する場合は、3コースまでとします。
複数コースを申請される場合は、優先順位をつけてください。
※6　eラーニングコースについては、申請単位期間に複数の機関から申請があった場合、1申請機関の認定コース数は（分野に限らず）1コースを上限とします。
※7　1コースの定員上限を20名とします。
※8　介護分野等に係る職場見学等促進奨励金について
令和8年度末まで特例措置を延長する予定で省令の改正手続きを行っているところであり、改正後の省令の公布日以降に認定申請の受付が可能となります。なお、改正後の省令の公布日については、令和7年度予算の成立時期によっては4月以降となる可能性もあります。
令和8年度末までの特例措置の継続が決定しました。
※9　オンライン訓練（同時双方向型）の通所要件の緩和措置について
令和7年度末まで緩和措置を延長する予定で改正手続きを行っているところであり、令和7年4月1日以降に認定申請受付が可能となる予定です。なお、状況により受付可能日が変更となる可能性があります。
令和7年度末までの緩和措置の延長が決定しました。

認定申請書作成にあたっては、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構本部ホームページの「求職者支援訓練の認定申請」の「令和7年4月1日以降に申請する訓練科の申請について」及び「令和7年4月1日以降に申請するeラーニングコースの申請について」を必ずご確認ください。